

## 令和5年3月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「生活保護について」

○青木恒子 日本共産党を代表して質問をします青木恒子です。

前回は、出席停止で質問することができなかったので、盛りだくさんになっていますが、よろしくお願ひします。

今戦争か平和かが問われる大きな岐路にあります。自民党が今まで専守防衛と言っていた安全保障政策を180度転換するような、戦争する国になるのではとの危機感を持っておられる国民も増えてきています。大軍拡反対の世論は73%、そしてそのための大規模増税の反対も増えてきています。大増税に関しては、地方財政計画にも大きく関わってきますので、23年度国家予算案の3つの特徴を述べます。

第1の最大の特徴は、戦後の安全保障政策の大転換を掲げ、専守防衛を完全にながし捨てることを宣言した安保3文書に基づいて、5年間で43兆円という大軍拡を進める初年度の予算です。敵基地攻撃能力の保有を現実のものとするために兵器を導入し、日本と世界の平和を脅かすとともに、軍拡財源のために国民に犠牲を強いるという戦後最悪の予算案です。

第2の軍拡のあおりを受けて、暮らしの予算は削減され、41年ぶりの物価高騰に苦しむ国民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すためには全く程遠い予算になっています。

社会保障に関しては、1,500億円の削減、中小企業、農業予算でもマイナスになっています。

3つの特徴は、子育て予算倍増、1億円の壁の是正など岸田内閣の目玉政策が軒並み看板倒れとなり、グリーントランスフォーメーションの名で原発回帰を進めるなど、国民の望んでいない方向に向かっています。

このような中、市民の暮らしも物価高騰やコロナ禍で貧困が拡大しています。このコロナ禍で5万人の生活保護者が増えるのではないかと計算していましたが、社会福祉協議会などの支援を受けた方もおられるので、その方の数が5万人増えることにはなく、今年からその方々は返済が開始されるという、そういう状況であります。自己破産など増えていくのではないかと心配されます。

国税庁実態統計調査では、年収200万円以下、ワーキングプアが16年連続で1,000万人超えが続いています。30年間、実質賃金が上がらないまま、平均賃金では正社員は508万円、

非正規は 198 万円になっています。女性の平均賃金は男性の 55%で、二重の格差があり、ワーキングプアが広がってきています。私は、市民と共にこども食堂を運営して7年目に入りましたが、年金の独り暮らしの女性、シングルマザーの方、病気で仕事ができなくなっている方が増えてきているように思います。

そこで、最後の命のとりでであるセーフティネットの生活保護についてお尋ねします。

2011年、平成23年、12年前の市議会改革特別委員会議事録には何が書かれていましたか。このことの質問で、壇上での質問をこれで終わります。

**○福祉部長** 第7回香芝市議会改革特別委員会の議事録を確認させていただきましたところ、当日の議題の行政審査事項に対する議員の関与についてというところかと思われませうけれども、そちらでよろしいでしょうか。

複数の議員の方から生活保護だけでなく、税の課税、介護保険、国民健康保険等の調査、審査に対して議員の圧力はやってはいけないこと、同席はよくないことの旨の発言は確認できました。

以上でございます。

**○青木恒子** 今私も議事録を正確に調べましたら、課税、生活保護、介護保険、国保などの審査審査事項について、口を挟んだり介入することが問題で、そのときの川田委員長も同行することは問題ではない、審査に同席して圧力をかけることが問題であるという発言をされていると思います。審査に同席して圧力をかけることをしないという申合せしているにすぎないと書かれています。しかも、3期前、12年前の申合せなので、議員改選がなされれば当然効力のないのは事実です、そのように書かれています。奈良県の12市におきましても議員の同席は何ら問題はないと。そして、県のほうにも問い合わせましたが、何ら問題はないという回答いただいています。

今後、またそのあたりのことを考えていただきたいと、そういうふうな要望を伝えまして、第2問のほうの質問に行きます。

生活保護の申請について、生活保護法においてどのように規定されていますか。

**○福祉部長** 生活保護法におきましては、第7条で「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする」とされ、また「要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」とされております。

以上でございます。

**○青木恒子** 今言っていたように、行政手続法の第7条でも申請の妨害、そしてそれをしてはならないと、必ず受け付けなければならないというのが確認されたというふうに思いま

す。

第3問についてお尋ねします。

扶養義務者調査は国の基準に従って行っていますか。

○福祉部長 はい。国の基準に従って実施してございます。生活保護の補足性の原則によりまして、扶養義務者による扶養及び他の法律に定める扶助を保護に優先して行うこととされておりますことから、扶養義務者への金銭的、または精神的援助を求める調査は原則行っておるところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 この扶養義務に関しましては、今問題にもなっていますが、20年ほど親族と離れて暮らして大変な状況になっていると。そして、親族に連絡されるぐらいなら申請は受けないという方の声も聞いておりますので、慎重にお願いしたいなということを思います。

それと、DVの被害者からは、避難者のように調査することが申請者の不利益になる場合は、例えば先ほど言いましたように、音信不通で交流が断絶している場合など、調査は行わないとすることができるということが書かれています。申請者は、個々の生活事情、環境がありますので、そういう対応を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

直近の香芝市の保護率はどうなっているのでしょうか。

○福祉部長 香芝市の保護率でございますが、令和5年1月末時点でございますが、5.21パーミルとなっております。

以上でございます。

○青木恒子 5.21パーミルということは、1,000人に5人が、5.21人が受けているということであるというふうに思いますが、これは何か奈良県の中では下から第2位だと。そして、保護率は昨年までは最下位だった4.65パーミルというふうにお聞きしています。

香芝市の保護率は、こういうふう到低いわけですが、その理由についてどういうふうに分

○福祉部長 本市につきましては、これまで住宅都市として発展してきました結果、働き手が多い若いまちであると認識しており、人口に占める65歳以上の割合が町村も含めまして県下最低値となっていることが受給率の低さにつながっているものと考えております。

以上です。

○青木恒子 また、その分析の部分については、科学的なデータで誰が見ても分かるような指標というふうな形で今後は示して行ってほしいんですが、なぜこのことを聞くかと申しますと、奈良県の15福祉事務所の保護率の平均は14.32パーミルであります。1,000人に14人、香芝の場合は1,000人に5人、保護率は奈良県平均の3分の1と、ちょっと少ないという率ではな

いという状態があります。そういう意味におきましても、科学的な分析、そして原因などをつかんでいくということが何より大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長 保護受給率の増減要因は、国の経済的、社会的要因に加えまして、受給者個人の問題など様々ございますことから、本市の状況を的確に分析することはなかなか困難であるとは考えますが、真に困窮されている方を見逃すことのないよう、本市の現状分析にもできる限り取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○青木恒子 一人一人が、先ほども情勢でもお話ししたように、貧困の格差が広がっていく中で、命のとりである生活保護、セーフティーネットになっています。そして、3分の1という香芝の中の保護率、どう分析していくかっていうのは行政の役割だというふうに思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

なぜこんなふうに保護率が低いのかということについて、私なりの生活保護を支援を受けた方への聞き取りなどをしてきました。そして、利用者の方とか市民の方からこういう意見が出てきました。これも一つ保護率を下げている状況ではないかと私自身は考えています。

例えば、新しい調査時に財布の中身1円まで出すようにと、財布をひっくり返すという、そういうことをお聞きしました。お一人だけではありませんでした。そして、1人で生活保護の相談に行くと、無理です、働きたくなくても簡単にもらえるものではない、もっと頑張って、世の中の人のもっと頑張っている、頑張りが足りないのではないかということで、保護申請を受け付けていただけなかったと。そして、ある程度、また安定した就労収入があるにもかかわらず、毎月給与明細の提出を求められ、私は信用されていないのかなという、そういうお声も聞いています。このことについて、どういうふうにお考えであるか、教えてください。

○福祉部長 今ご指摘いただいたことですけれども、今現状のケースワーカーに確認をさせていただいたんですけれども、そういった発言をした者はおりませんでした。生活保護の相談をいただいた場合には、相談者に寄り添うことを第一に、十分な対話をもって相談者の困窮状態の把握と解決策の提案に努めているところでございます。そのような声が寄せられていることは残念ではございますが、さらに丁寧な相談を行い、誤解が生じないように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひそのようにしていただきたいということと、利用者の方がそういうことでうそをつく必要は何もないということでもあります。保護率がこういうふうな形で奈良県の中で3分の1という大きな要因の一つになってるのではないかと私は思います。

そして、生活保護の申請のときは、保護の相談に当たっては申請権を侵害しないことはもと

より、申請権を侵害していると思われる行為も厳に慎むことというふうなことが通達としてあります。そして、実際仕事をしたくてもできない、そういう場がないということであれば、稼働能力を活用していないということでは言えないということも局長通達で出ています。また、保護の実施要綱では、就労収入については3か月分合わせて申告すればいいということになっています。これも時間の通知になっています。

そういうある意味、国からの通達をきちっと守っていくということ、合意をして窓口に当たっていただくということ、今後ともどうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

### 「保育所について」

○青木恒子 次に、第2問の保育所問題についてお尋ねします。

公立保育所の意義をどのように考えておられますか。

○福祉部長 公立保育所の役割は、保育所保育指針に示されておりますが、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であることは、その意義であると考えてございます。以上でございます。

○青木恒子 今おっしゃったように、就労保障ということと、健全な心身の発達、子どもの最善の利益、最もふさわしい生活の場ということで、本当に子どもの権利条約を生かしていくべき場所だというふうに思います。

それでは、民間保育所の意義はどのように考えておられますか。

○福祉部長 保育所保育指針では、公立、民間の違いなく示されておりますので、先ほど申し上げたことと同様となりますけれども、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であることがその意義であると考えてございます。

以上です。

○青木恒子 今のお答えいただいたように、公立保育所、民間保育所、本当に大事なところだというふうに思っています。今から質問することについてですが、私は公立保育所の役割の大きさということについて、ぜひとも学んでいきたいという思いで調査をいたしました。民間保育園の経験年数、公立保育所の経験年数を教えてください。

○福祉部長 市内民間小規模保育園を含めた12園の保育士、用務員、看護師等、園全体の平

均年数になりますけれども、こちらにつきましては約9年でございます。

公立につきましては、こちらは人事課より確認させていただいた数字ですけれども、公立の保育士、幼稚園教諭の任期つきを含めない正職員の経験年数となりますけれども、14.7年となっております。

以上でございます。

○青木恒子 この経験年数を比較されまして、福祉部としてはどういう見解を持たれましたでしょうか。

○福祉部長 あくまで平均年数でございますので、民間の9年という平均の経験年数につきましては、9年目の方が2名であっても、17年経験されている方1名と1年目の方1名であっても同様に9年という経験年数となりますので、むしろ幅広い年齢層の職員がバランスよく配置されていることが重要であるかなと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 このことについて、本当にどういう年齢層の方が保育所で働いておられるのかということをお調べしたわけですが、残念ながら民間ではそういう何歳代が何人ということは教えてもらえないという実態でした。公立保育所では、こういうふうな実態になっています。20代が29人、30代が38人、40代が46人、50代が51人、60代が7人と、そういうふうに各年齢層がそろっているというのが分かりました。

なぜこのような問題を質問しましたかといいますと、この間、全国で痛ましい民間保育所の事故がありました。2021年度では、重大事故が1,091件あります。今公立保育所を安易な民間委託にすることの危険性があるとの思いからこの質問をしています。また、民間保育所は年1回の実地検査をしていますが、奈良県では5件の中の1件で、ゼロ%という、調査をしていないということでもあります。企業というのは、情報公開を最優先していません。保育、介護の現場での虐待など、独立した事業所なので、問題が起きたときの情報公開が十分できない問題があると考えます。反対に、公立は公共性、地域独占でありながら税金を使うという正当性があり、情報公開にも責任が出てきます。

国際的に今民営化に対する見直しがされ始めています。少子化だからこそ安心・安全な保育の向上を、そして公的保育充実が今求められているというふうに私は思います。いろいろな見直しがありますが、子育て、子供を育てていく、そういうことについては教育、保育は人でありますから、ぜひともそういう視点で健やかに子供が育つ環境づくり、そういう視点で政策のほうを実行していただければというふうな願いを込めて、この質問を終わります。

### 「支援学級の在籍について」

○青木恒子 第3項目の支援学級の在籍のことについてお答えしていただきたいと思うんですが、国からの通達、県からの通達について詳しいことを教えてください。

○教育部次長兼福祉部次長 今回の通知におきましては、特別支援学級に在籍いたします児童・生徒が大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学びながら特別支援学級において障害の状態や特性、心身の発達の段階に応じて指導を十分に受けていないというふうな事例があったということが指摘されております。

それを受けまして、今回は特別支援学級で学ぶ時間数の変更が示されておきまして、特別支援学級に在籍します児童・生徒につきましては、原則として週の半分以上、これを目安としまして、支援学級で一人一人の状況に応じた指導を受けるというふうなことが通知の中で入っております。

以上でございます。

○青木恒子 国のほうから時間数の半数を支援学級で過ごさなければ支援学級に在籍はならないという、そういう報告があったかというふうに思います。

しかし、県のほうにたくさんの地域のほうから質問があったということで、県のほうからも回答が、各市長さんからの問合せが殺到して、県のほうからもこういう通知が来ているというふうに思います。特別支援学級において、授業時間数でもってのみ学びの場の変更を再検討したり、画一的な教育課程を編成することは、通知の趣旨ではありませんと。そういうふうな通知も来ているわけですが、国や県からの通知を受けて、香芝市では今後どのように対応していくんでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 香芝市におきましても、国や県の通知によりまして進めていくことを考えております。

ただ、急な変更につきましては、子供たちを混乱させる場合もございますので、一人一人の子供たちの状況を鑑みながら保護者の理解をいただき、個別の指導計画に沿った形で進めてまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

○青木恒子 そのようにぜひともしていただきたいというふうに思います。

そして、各学校にはこういうことについての周知ということではどのように今されてるんでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 これまでですが、9月に行われました校長会、さらには11月以降に行われております就学指導委員会、そこの専門部会の際には、各学校の校長や特別支援教育の担当者等に方針や保護者への丁寧な説明を行うように繰り返し周知のほうをしてきており

ます。

以上でございます。

**○青木恒子** 香芝市の中では、支援学級の在籍は333名というふうにお聞きしています。そして、ちょうど真ん中、どうしようかな、支援学級に入ろかなあ、入らないかなっていうふうに悩んでおられる保護者の方、子供さんもおられます。その方がどこじゃあその支援を受けられるかっていったら、通級学級ということではありますが、通級学級を希望されてる方も多いと思うんですけれども、4つの中学校の中で1つしか通級指導が受けられないと。そして、送り迎えも必要であると。そういうふうな中で、ちょっと困難を来している方もおられるんですが、この通級学級についての今後の在り方についてどう検討されていますでしょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** 今おっしゃったことですが、通級学級に関しましては、中学校に関しましては1校といいますか、担当のほうが各校に回っておる、巡回指導をしておる状況でございます。

小学校につきましては、現在下田小学校1校に、下田小学校の子はそこでおりますが、ほかの小学生に関しましてはそこへ通ってきていただいているというふうな現状がございます。

ご質問のほうですが、今後どうしていくかというふうなことだったかと思いますが、現在、12月議会のほうでもこの質問のほうをいただきまして、現在保護者の送迎というような問題もございます。また、対象となる児童が多くなっておりますので、週に1時間から2時間程度の支援しか受けられないような状況もございますので、これが課題というふうに捉えておりましたが、行く行くは全校に通級指導をつくるというのが最終的な目標というふうには考えておりますが、まず令和5年度に関しましては、人の配置の、人員の加配等も関係がありますので、まず令和5年度に関しましては、市内小学校1校に通級指導教室の新設というのを進めておるところでございます。これによって、まずは解消をしていきたいというふうに考えております。

**○青木恒子** ぜひともその通級指導を充実させていくということが障害児教育にとっても重要なことだというふうに思います。

ただ、国からの通達はそういう条件整備がしてない中に押しつけてきているということもありますので、個々の生徒さんに合うということについて、そういうふうな指導をお願いしたいと思います。

また、単元の時間数ですね。この単元については学級でいけるけど、この単元については支援学級だと。画一的に15時間ということが数えにくい問題もありますので、最初おっしゃられたように、個々人に応じてというふうな取組にさせていただきますように、よろしく願います。

そして、週半分以上を支援学級に学ぶこと、この今回の方針について保護者から不安の声と



いうのは、どういう声が届いてますでしょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** 議員おっしゃられたように、保護者のほう、もしくは学校のほうもそうですが、一部そういった同様の不安の声は聞いております。

週半分以上、週 30 時間、これ学年によって違いますけれども、30 時間とするならば 15 時間を支援学級において、個別または少人数で学習するのではなくて、通常学級において多くの子供たちと一緒に学びたいというふうな声も伺っております。

**○青木恒子** ぜひともそういう一人一人の声が本当に教育現場の中で融通を利かせてやっていけるようにしていただきたいというふうに思います。

週の半分以上を支援学級で学ぶということになると、これまで通常学級で学んでいた時間が少なくなり、不安であるという声が先ほども出ましたがあります。ぜひとも個別の指導計画により柔軟に対応するというごことをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** まず、市としましては国の通知によって対応していくこととなります。

ただ、肝腎なことは交流学級と称しまして、子供たちだけを通常学級に行かせて、理解ができないままに 1 時間を過ごさせてしまっていると、そんなことがあってはいけないというふうに考えております。むしろ交流学級という学習の際に特別支援学級の教員が、例えば付き添いましたり、その子に応じた学習内容を進めているのであれば、それにつきましては支援学級の環境を通常学級において展開している個別の指導計画の 1 時間であるというふうに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○青木恒子** ぜひともそのように柔軟に対応していただきたいと思いますというふうに思います。

インクルーシブ教育の下に通常の学級で達と一緒に遊びたいと、学びたいと考えている子供や保護者が多いことは、先ほど出たとおりであります。改めて市としての方針を周知していただきたいというふうに思います。なぜなら、333 名の障害児の方々、保護者の方々はそのこそ多様性を持った障害を持っておられますので、市のほうとしてはどういう方針なんだろうということが十分徹底されていないような気がします。ぜひとも文書での徹底の仕方をお願いしたいんですが、どうでしょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** これまで、先ほども申し上げたんですが、学校には校長会を通じまして方針を周知しておりまして、来年度、入級する子供たちに対しまして、保護者に対しましては就学相談の折に来年度の方向を説明し、周知をしてきておるところでございます。また、在籍中の対象となるご家庭につきましても、今年度中に保護者との面談を通じまして丁寧に説明し、理解を得られるように進めるように指示をしてきたところでございます。ただ、今ご指

摘があったようなご不安があるというようなところも伺ったところではございますが、ただ個々の子供たちの状況というのは実態が随分違いますし、指導の関わり方も違いますので、現段階では改めて一斉に周知をするのではなくて、来年度からそういった個々の指導計画や適切な学びが受けられるように、引き続き個々の家庭に対して丁寧な説明をするように学校に指導していくようにと、現段階でそのように考えております。

以上です。

○青木恒子 丁寧な指導をするということに関しましては、それこそ文書で皆さんと一緒にですよということを知ることが丁寧な指導だというふうに思います。

そして、懇談会へ参加したいけれども仕事で参加できない方、そういう声もお聞きしていますので、この文書、大卒の文書をぜひともまた考えていただいて、通知のほうをよろしく願いたいと思うんですが、どうでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 いただきましたご意見を再度検討のほうをさせていただきます、学校とも相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

○青木恒子 現場のほうは人手不足という中で、教師は本当に大変な働き方をされているというふうにも実感しています。ぜひともそういう部分で、教育委員会として1つの文書を提示することによって現場の仕事を減らしていくという、そういう形でまた検討のほどよろしく願います。

#### 「不登校・登校拒否について」

○青木恒子 4番目の、登校拒否・不登校の質問に行きたいというふうに思います。

2021年度の調査では、過去最高の24万4,940人が今登校拒否・不登校になっています。10年前に比較しますと、小学校では3.6倍、中学校では1.7倍とすごく増え続けているわけですが、香芝の実態はどうでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 香芝市におけます不登校児童・生徒数の人数等のことですね。

○青木恒子 はい。

○教育部次長兼福祉部次長 申し訳ございません。今令和4年度に関しましては、まだ年度途中ではございますが、令和元年度から3年度、過去3年のものを見比べていきますと、少しずつではございますが、年々増加傾向にあるというのが見てとれます。

以上でございます。

○青木恒子 そうすることで、令和1年153人、令和2年166人、令和3年192人とどんどん増えていってるのが実態だというふうに思います。それでは、奈良県や全国に比べてはどうで

しょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** こちらも令和4年度はまだ数字が出ておりませんので、3年度以前を比較いたしますと、奈良県も全国も、先ほどおっしゃったように全国的には年々増加傾向にございますが、香芝市に関しましては全国の割合と比較しまして大体同程度、奈良県と比べるとやや低い現状となっております。

**○青木恒子** 不登校・登校拒否が増加している原因については、どう考えておられますか。

**○教育部次長兼福祉部次長** 不登校に関しましては、個別に様々なケースがございますので、また要因も1つでなく、複雑に絡み合っているところもございますので、本人や周囲の保護者等も理由がなかなか分からないというふうなことも多くございます。

要因として最も多く上げられておりますのは、無気力、不安、これが1番になっております。ほかには、親子関係、生活リズムの乱れ、次いで友人関係、こういった理由が多数を占めておるところでございます。また、近年では各家庭で保護者の不登校への理解が進んでいく中で、不登校解消については学校への復帰を目的とするところから、社会的自立というふうなことを目指す、そういった意識への変化というのもございまして、そういったところも要因の一つであるというふうに考えております。

以上です。

**○青木恒子** 誰一人取り残さない教育ということで、とても大事な問題だというふうに思うんですけども、今この登校拒否の問題で言えば、学校での生きづらさ、そこに居場所がないとかプレールームとか相談場所がない。そして、2つ目は生活環境や家庭内環境、これは福祉的な支援が必要になってきます。スクールソーシャルワーカーなどの充実が課題かなと思います。そして、本人の抱える課題ということでは、医療的支援が必要というふうに思います。発達障害を持っておられるお子さんも結構おられるという、そういうふうな3つのものが今全体的にはそういうふうな課題があるのではないかとというふうに言われてますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

今香芝において教師不足っていうことは、どういう状況になってるのか教えてください。

すいません。もう一回。学校の教員が不足していると聞きますが、補充できていない教員数はどれくらいありますか。

**○教育部次長兼福祉部次長** 昨日、2月末の段階での時点での数値ではございますが、小学校全体で6名、中学校で2名の教員が本来代わりの方が入るべきところ、見つかっていないというふうな状況でございます。

**○青木恒子** 本当に大変な事態だと思います。これが担任だとしたら、担任がいないところで学級運営がされていると。そこには、教頭、校長先生が入っておられると、そういうことも聞

いていますので、このことについてはぜひとも国のほう、県のほうに要請のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、1人1台の端末の整備が進んで、タブレット端末があるにもかかわらず、不登校児童・生徒への対応としての取組が進んでいないんですけども、どうでしょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** 現在は、タブレット端末の持ち帰りについては実施をしておるところではございますが、現状といたしましては全ての児童・生徒を対象にしたものでございまして、家庭で端末を活用して学習支援ツールやソフトを使つての課題のやり取りをしているというところになっております。

以上です。

**○青木恒子** ぜひとも不登校の児童に対しても学習権の保障ということで、オンラインでの授業なんかの配信をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

**○教育部次長兼福祉部次長** 現在、オンラインによって授業をしておりますのは、新型コロナウイルス感染症でありましたり、インフルエンザに関わつて臨時休業を含めまして、やむを得ず出席停止となった児童・生徒を対象にした授業の配信等、オンラインで対応しておるところが現状でございます。今後につきましては、検討のほうは今進めておるところでございます。

**○青木恒子** 今お聞きしたように、本当に前向きに考えていただきたいというふうに思ひます。

不登校の子どもさんからの声を聞きますと、中学校にも行きたいんだ、高校にも行きたいんだと、だから学びたいんだと、だけど学校に行けない、そういう子どもの声を聞いています。そういう学習権の保障という点で、せっかくこういうオンラインが使えるわけですから、ぜひ利用していただきたいと。そして、例えば骨折して学校に行けない子ども、いろんな方が諸事あると思うんですけども、取り残さない教育というためにぜひとも前向きに考えていただきたいと思ひます。

すみれ教室では、オンラインによる授業の配信はどうなっていますか。

**○教育部次長兼福祉部次長** すみれ教室のオンラインのことでございますが、すみれ教室に関しましてもモバイルルーターは常置しておりますので、インターネット環境は整つてございます。タブレット端末等を持参をすれば、技術的にはオンラインによる授業配信を受けることは可能でございますし、そういったことを今進めておるところでございます。

**○青木恒子** どうか本当にこの点については、困つている子どもがいるということで、ぜひとも前向きに進めていっていただきたいと思ひます。

そして、教員が不足してる中で学校任せにすると先生方の負担が増えてきてるというふうに思ひます。学校個別の対応ではなく、市教委として学校に方針を周知して進めてもらいたいわけですね。こんなオンラインをやりますとか、そういうことにつきまして、各担任、今教員不足

が大変だと言われてる中ですので、市教委のほうでどうかそういうふうな周知の方法をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 先ほどからの答弁と少し重なる部分もございますが、学力保障や学習機会の確保という部分につきましては、各校、各担当にやや任されているところがございました。このところにつきましては、バランスが悪いというような状況もございましたので、今後につきましては学ぶ機会のチャンネルを増やせるようにタブレット端末を有効に活用していく、こういったことにつきましてはやっていく必要があると思っております。つきましては、周知につきましては今後校長会を通じまして学校間に差がないように、対象の児童・生徒、保護者に学びの機会の情報が伝わりますように、現在市教委から具体的にどのような対応方法で進めるかということ周知に向けてちょうど準備を進めておるところでございましたので、早急にそれにつきまして併せて進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○青木恒子 ぜひそのような形で前に進めていっていただきたいというふうに思います。

#### 「入札について」

○青木恒子 次に、じゃあ次の項目に移りたいというふうに思います。

契約全般についてお聞きします。

入札を執行する上で気をつけていることについてお聞きします。お願いします。

○総務部長 お答えします。

入札執行に当たりましては、業者が参加しやすい環境整備といたしまして、十分な見積り期間を確保するなどし、入札制度の公平性、透明性等の向上に努めております。

以上です。

○青木恒子 入札に関する期間はどの程度かかるのでしょうか。流れについて教えてください。

○総務部長 お答えします。

一般競争入札におきましては、入札の公告日と入札書提出締切日である入札日の前日の間を10日間以上確保しております。

また、建設工事におきましては、設計金額による期間の規定がございますので、それを遵守するように取り組んでおります。

また、指名競争入札おきましても、これに準拠する形であります。

以上です。

○青木恒子 入札には一般競争、指名競争があるということで、契約方法として随意契約もあ

と思いますが、随意契約はどのような契約でしょうか。

○総務部長 お答えいたします。

地方自治法施行令第167条の2に規定される契約でございまして、その条項に適合する場合につきましては、入札自体を行わずに契約相手を決めてしまう契約方式のことをいいます。

以上です。

○青木恒子 随意契約については、9号までがあるというふうに思うんですが、そのことについて教えてください。

○総務部長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり9号までございますが、そのことについてどういうことをお答えさせていただいたらいいのでしょうか。

○青木恒子 9号までであると思うのですが、そのことの内容について簡単に教えていただきたいのですが。

○総務部長 お答えいたします。

概要で9項目全てあげると非常に時間かかりますので、代表的なところでいきますと、まず契約金額について、政令もしくは条例（後刻「規則」に訂正）で定める金額に満たない部分につきましては、これ少額の随意契約というのができます、これが1つございます。2つ目は、入札をすることが絶対に不可能ではないですけれども、入札するよりもそれ以上の市にとって利益があるというような場合については、特命の随意契約ということを行うことができるというのもございます。また、緊急の場合は入札手続をやったら、これ時には間に合いませんので、そういう場合にも随意契約ができる場合があります。それと、あとは不落随意契約といたしまして、入札に付したんですけれども、入札者が一人もおられないとか、入札者がおられたんですけど、予定価格を下回る入札がなかったという形で落札されなかったという場合について、不落随意契約というのがございます。代表的なもので、その程度かと思えます。

○青木恒子 ありがとうございます。

随意契約の条件ということがよく分かったんですけれども、入札が不落になったら再度入札を行うとか、そういうこともちょっと書かれていたというふうには思うんですけれども、市町村が契約を行う場合に基本的に一般競争入札っていうことが多くされてるというふうに思うんですけれども、どうしてこの随意契約について質問するかといいますと、私が調べたところによりますと、契約があっても随意契約は簡単にこう可能になってしまうと、行政職員と業者との癒着の原因になったりすることから、基本的に一般入札を採用して、その例外として随意契約が設けられていると書いていました。そして、競争入札であれば、発注者側の恣意的な判断の余地を少なくすることができ、透明性、客観性、競争性、公平性を確保することができる

いうふうに書いています。

実は、私は議会改革推進委員会にいましたが、そこが解散するまでにこの議会のタブレットの購入の話は全くなく、議員の中からの要望の話もなかったわけです。そして、このことがどこでどう決まったのか不思議でなりませんでした。そして、各担当課に開示請求すると、管財課で入札を行ったが不落になったということです。その後の対処は、担当課の議会事務局とのことです。随意契約をしたならば、どの項目に値するのか。さっき9つの条件があったというんですけれども、それはどこなのか。今私は疑問を呈しているところであります。

議会のタブレットは、16台の300万4,000円です。結構な費用です。しかし、タブレットの件に関して、議会のほうで質問したかったんですが、議会事務局には質問ができないという、そういうことですので、また今後このことについては議会事務局のほうに聞きに行きたいというふうに思います。ぜひとも市民にも明らかになる形が一番いいのではないかとこのように思っているところです。

#### 「庁舎内管理規則について」

○青木恒子 それでは次、6番目の庁舎内規則についてお聞きしたいというふうに思います。

庁舎内規則は、例規全体として大きな追加というふうにも見られるのですが、この経過について教えてください。

○総務部長 失礼いたします。今のご質問にお答えする前に、先ほど私の答弁の中で一部訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

少額の随意契約のお話をしましたけれども、その根拠につきまして、法令もしくは条例と言ったような気がするんですけれども、これ政令もしくは規則ですんで、条例のところを規則という形で訂正させていただきたいと思っております。

引き続きまして、ただいまの質問についてでございます。

庁舎管理規則が改正されたその理由等についてということであったと思っております。

当該規則につきましては、私どもはかねてより、特に庁舎内での禁止行為について裁量的判断に係る事項、これをもう少し明文化できないかなというふうには考えていたところでございます。今回の一部改正につきましては、庁舎に特定屋外喫煙場所を設置することになったというのが一つの契機になってございます。そして、一般的に例規を一部改正するに当たりましては、該当部分だけではなく、例規全体への見直しの配慮を行うということにしておりますので、今回も関係部分について全体的に見直しを行ったということでございます。

以上です。

○青木恒子 経過について分かりました。

そして、例えば私自身もこのことについて開示請求といいますか、こういうふうに変えていくに当たって、そういう文書は残っているのかどうかということをしたわけですが、議論をした管財課の中では、そういう文書は残っていないということですが、そういう文書についての取扱いはどう見ていったらいいのかなと思ってるんですが、どうでしょうか。

○総務部長 お答えします。

一般的に特定の事案について起案するときにおきましては、どのような書類を添付するかについては、まさにケース・バイ・ケースという形になってまいろうと思います。今回のケースにつきましては、参考資料として添付いたしました新旧対照表におきまして改正部分が比較的安易に理解できるものであったと考えてございます。

以上です。

○青木恒子 私自身は、この庁舎内管理規則の第 11 条の 13、宗教及び政治的問題に関する演説行為などをする者というふうに、このことについて考えているところなんですが、これを決裁された市長にお伺いします。

この問題を具体的にどういう行為についてというふうに考えておられるのか、教えてください。

○市長 基本的に庁舎内において政治的な問題に関する演説であったり、宗教的なことであったりするのとは好ましくないというふうに考えておりました。そういった演説行為に関しましては庁舎内でするべきではないというふうに判断はいたしました。

○青木恒子 演説行為ということについてですけども、具体的にどういうふうな形、イメージとして持っておられますでしょうか。

○市長 演説行為といいますと、一般的に例えば聴衆などを集めて、スピーカーを使う場合もあるでしょうし、大きな声でその方々に対して何らかの政治的な話をするというのが演説かなというふうに、当たると私自身は考えております。

○青木恒子 そういうことでありましたら、市長の見解はよく分かりました。

そして、この問題についてですけれども、政治的問題に関する項目ということで、これが一般的だというふうな形を担当課のほうからお聞きしたわけですが、政治的問題につく項目は 1,718 自治体今現在あるそうですけれども、こういう項目を上げてるのはたった 4 か所あります。これは、4 か所があるこのことを考えると、これが一般的というふうに考えるには説得力がないというふうに思うのですが、そのことについてはどうでしょうか。

○総務部長 お答えいたします。

4 か所かどうか、その分については確認できませんけれども、言われますように他市町村で



定めてるところがないから、もしくは非常に少ないじゃないですかということなんですけれども、青木議員もご存じのとおり、規則と申しますのは条例と並びます地方公共団体の独自の規範でありまして、法令等に違反しない限り制定及び一部改正はできるというものでございますので、他市にないから香芝市にはあるとか、そういうことはまず関係ないと。香芝市の方針としてこれを変えていったということでございます。

また、今回の庁舎での禁止行為に追加した項目、それ以外にも何項目か追加しましたけれども、それらにつきましては全て庁舎の秩序維持のための一般的な項目であると私どもは考えてございます。

以上です。

**○青木恒子** 私もその追加部分についてはそういうふうに思っているわけですがけれども、例えば規則を変えるに当たって、こういうことがあったから変えていこうという、原因があったからこういうふうな規則にしていこうという、そういう流れがあつての規則の変更だというふうに思います。

喫煙所の場合は、まさしくそうだと思うんですけれども、この内容について全国でも異例であるという内容をここに盛り込んだ分に関しましては、やはりそこでどういうふうな議論がなされてここに至ったのかという、そういう経過説明が必要だというふうに思います。このことについて、例えばこういうふうな規則を決めるに当たっては、このことを何とか直していきたい、そういうことがあつてからのことだというふうに思いますので、簡単にこういうふうなことを変えていってはならないのではないかというのが私の感想です。

そして、今市長の見解をお聞きする中で、議会事務局との運用の仕方も中身が違ってまいります。そういうふうなことを考えますと、この運用に関しましても細かく議論をして規則を変えていく、そういう手順が必要なのではないかというふうに思います。

私は、この運用の総意で、12月議会では事実と異なる偽りの内容を含んだ議会決議がされました。そして、議会だよりも掲載され、深く傷ついています。真実でないことを議会で、数の力で決議したことについて強く抗議して、この質問は終わります。

#### 「168号線沿い 狐井地域の歩行安全について」

**○青木恒子** そして、最後の7番目についてお尋ねします。

168号線沿いの狐井道路の歩行、自動車の安全について、市のほうではどういうふうにご考えておられるか、教えてください。

**○都市創造部長** 国道168号線につきましては、県が管理している部分になりますので、市と

してはお答えすることはできない状況でございます。

以上でございます。

**○青木恒子** この問題につきましては、過去の議会の中でも質問があったというふうにお聞きしています。県がもちろんしていくのは当然であります。しかし、そこを通っているのは市民でありますから、このことについての見解はやはり持っていただきたいなという思いです。

私自身も調べに行ってみましたら、狐井、磯壁の方の近くのところですけども、その前の道路は水道管が通っているということもありまして、1.4メートルずつ前にはみ出しています。そして、その道路は、だから両側から2.8メートル少なくなっている道路を、そこを市民が渡っていくという。そして、そこで事故もあったんでしょうか、ガードレールが破損していました。こういうところが大きな事故につながる危険性があるというふうに強く思っています。ただですら狭くなっている168号線ですけども、朝夕の渋滞、磯壁方面から、下田方面からの交通量が多くて、ますます歩行者が渡りづらくなっているという危険な状態です。人身事故があってはならないと考えています。

私もちょっと調べてきましたら、近くにお住まいの方からは20年前からこれ何とかしてほしいという声があったというふうには聞いてるんですが、そのあたりの経過についてはいかがでしょうか。

**○都市創造部長** 調べましたところによりますと、要望につきましては平成28年度と令和2年度の2回ございました。

以上でございます。

**○青木恒子** それについての対応ということについては、県のほうに要請するとか、いろいろあると思うんですが、どうでしょうか。

**○都市創造部長** 要望につきましては、県の奈良県高田事務所へ要望書の進達を行っており、早期の改良をお願いしたところでございます。

以上でございます。

**○青木恒子** 要望していただいて、本当にありがとうございます。

そして、あの近辺は新しい若い方々が移住しているということで、ちょうどそこを通られた方、新しく引っ越しされた若い方からお話を聞きましたが、怖くてバギーでは通れないと。悪いと思いながら近くにあるハイツの道路を歩いて移動しているということでした。そして、高齢者の方は、前にある医療機関に行くにも行きにくいという、そういう声もありました。そして、私のほうからも土木課の課長のほうにお願いに行ったら、早速、県のほうへ要請していただいたという、本当に心強い限りです。そして、私のほうからも今井県会議員のほうにも要請し、引き続きこの緊急の改善がされるように、また県への働きかけ、急いでまたよろしく願

いしたいと思います。どうでしょうか。

○都市創造部長 県のほうには要望書の進達を行っておりますので、また毎年4月には県のほうから年度の事業についての説明を受けておりますので、そういった場面で早期の改良をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青木恒子 どうかよろしく申し上げます。

私は、いろいろな今日は質問をさせていただいたんですけども、この中で自治体労働者というのは重要なケアワーカーだというふうに思います。そして、地域社会で生きる人をケアするという共通の使命というものがあるというふうに思っています。そのために、市役所内において、ジェンダー平等、ハラスメントもなく、物事が言いやすい、働きやすい環境を私も共につくってまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思います。これで、質問を終わります。